

## 淀川水系流域委員会 第40回委員会 結果概要

開催日時：2005年3月14日（月）16：00～19：25

場 所：国立京都国際会館 本館2階 Room A

参加者数：委員21名、河川管理者（指定席）20名

一般傍聴者（マスコミ含む）139名

本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

- 1．決定事項
- 2．報告の概要
  - ・新委員からの自己紹介・抱負
  - ・地域部会の委員構成、副委員長、副会長について
- 3．審議の概要
  - ・規約改正について
  - ・テーマ別部会、WGの設置・編成について
  - ・勉強会・現地視察等について
  - ・委員会の節目における情報整理等について
  - ・委員会、部会等の今後の活動方針等について
- 4．一般傍聴者からの意見聴取
- 5．その他

### 1．決定事項

- ・地域部会委員構成が決定した（今本副委員長の所属部会が、琵琶湖部会から猪名川部会に変更された）。
- ・淀川水系流域委員会規約改正が承認された。
- ・テーマ別部会として、住民参加部会と利水・水需要管理部会を設置する。後日、所属希望アンケートをとり、次の運営会議で委員構成を確定する。
- ・委員会の節目における情報整理の提案の実施については承認された。

### 2．報告の概要

#### 新委員の自己紹介・抱負

新委員より、報告資料1「淀川水系流域委員会に対する新委員の抱負」を用いて、抱負が述べられた。

#### 地域部会の委員構成、副委員長、副会長について

庶務より、報告資料3「前回委員会以後の状況報告」について説明がなされた後、委員

長より、報告資料 2-1「地域部会委員構成一覧表」、報告資料 2-2「各地域部会の委員名簿」を参考に説明がなされ、「1. 決定事項」の通り、地域部会委員構成等が了承された。主な説明内容と意見は以下の通り。

- ・副委員長として、三田村委員に加え、今本委員を指名した。委員長、副委員長は3名体制で各部会やWGにできるだけ出席し議論の状況把握に努める（委員長）。
- ・委員長代理の名称を副委員長に、部会長代理の名称を副部会長に変更した（委員長）。
- ・地域部会の部会長、副部会長、委員構成が報告資料 2-2 の通りに決定した。当面はこの委員構成で審議を進めていくが、地域部会の所属変更等が必要になった場合は、遠慮なく申し出て頂きたい（委員長）。
- ・琵琶湖部会、淀川部会、木津川上流部会には、委員長、副委員長のいずれかが委員として所属しているが、猪名川部会にはどなたも所属していない。どなたかに猪名川部会に所属して頂くよう検討をお願いしたい。

確かにその通りだ。猪名川部会の委員構成について運営会議で検討させて頂きたい（委員長）。

所属部会を琵琶湖部会から猪名川部会に変更する（今本副委員長）。

### 3. 審議の概要

#### 規約改正について

委員長より審議資料 1「淀川水系流域委員会 規約 改正案」を用いて規約改正について説明がなされた後、意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通り、規約改正案が承認された。主な意見は以下の通り。

- ・委員は、部会長・リーダーの許可を得て、所属部会以外の部会にも自由に出席し発言することができるが、定足数にはカウントされず、議決数にも入らない。また、旅費、日当は支給されない。これらは規約にはないが、これまでと同じように、運用ルールとしてやっていきたい。所属部会以外の部会に出席する場合は、庶務に出席希望を出して頂きたい。庶務から部会長・リーダーへ伝えるよう徹底する（委員長）。
- ・新規約第 8 条第 2 項で、合同部会又は合同WGの開催について規定されているが、合同部会・WGの定足数や議決数はどのように考えればよいのか。定足数や議決数として、それぞれの部会の過半数が必要になるのか。あらかじめ、決めておいた方がよい。

合同で開催する場合は、それぞれの部会の過半数が定足数として必要だろう。偏った委員構成では合同部会の意味がない（委員長）。

そういった事例は他にもいろいろと出てくるのではないか。個別的に記載するよりも、総論的に「規約にないことはまかせる」といった一文を規約に追加しておけばよいのではないか。

問題は議決数だろう。例えば、木津川上流部会は 8 名、淀川部会は 20 名。合計の過半数では問題がある。

委員は複数の部会に所属しているので、議決数については、もう一度検討する必要がある。

合同部会・WGでは何かを決めるのではなく、合同部会で深めた議論を各部会に持ち帰って議決してもらう会だと考えている。ただ、今後、合同部会・WGで何らかの決をとるかもしれないので、この件については、運用上の問題として運営会議で検討させて頂きたい(委員長)。

- ・新規約第6条第3項では、「専門的知識を有する者に委嘱し、必要な調査、研究、報告を依頼するよう整備局長に要請することができる」となっているが、専門的知識を有する方にWGに参加して頂けるようにしておく方がよいのではないか。

新規約第6条第3項は、まさにそれができるようにするための規約となっている。旧規約では、WGが認めれば河川管理者の任命と関係なく勝手に委員を委嘱できるようになっている。予算が伴うことであり、河川管理者の承認も必要だ。これまで、委員から提案を頂き、河川管理者の了解をとって講演等を依頼していたので、この点は何も変わらない(委員長)。

- ・新規約第6条第3項にある「調査・研究」とは、具体的にどのような形をとっていたのか、教えて頂きたい。

前委員会では、部会やWG等、さまざまな検討の形をとっていた。新規約では、員会と部会は委員構成等の形は規定しているが、WGについてはやり方を規定しておけば、検討の仕方まで規定しておく必要はないと考えている(委員長)。

### **テーマ別部会、WGの設置・編成について**

委員長より、審議資料2-1「テーマ別部会設置の提案」を参考に説明がなされた後、意見交換がおこなわれ、「1. 決定事項」の通り、テーマ別部会設置が決定された。主な意見は以下の通り。

- ・テーマ別部会として、住民参加部会と利水・水需要管理部会の設置を考えている。住民参加については2つの意見書を提出し、河川管理者も対話集会を実践しているが、委員会として十分な検討ができているとは言えない。また、利水と水需要管理に関しても、自治体等の利水者の撤退が決まりつつあり、今後も具体的な検討をしていく必要があると考えている(委員長)。

- ・治水部会がなくなったが、治水も重要なテーマではないか。

治水はこれまでにかなり議論をしてきたため、委員会として議論する対象は限定されている。WGで、最終的な意見書を作るための検討をしてもらえばよいのではないかと思っている。また、地域固有の事情の中で検討する部分も多くあるため、地域別部会やWGで専門的な議論や検討をしてもらい、それを委員会全体で議論した方がよいと考えている(委員長)。

- ・2つのテーマ別部会については異議はない。ただ、この体制で治水に関する検討がうま

く進められるかどうか、現時点では判断できない。ペンディング事項として、後日、治水に関する部会が必要になれば、新たに部会を作ればよいのではないか。

- ・ 2つのテーマ別部会設置には賛成だ。ただ、「いかなる洪水にも壊滅的な被害を回避、軽減する」という治水の理念を具体化するための方法（スーパー堤防やハイブリット堤防等）に関する議論は宙ぶらりんのままだ。これを具体化していくためにはどうすればよいか。治水部会を作るかどうか、議論をすることになった時には、この点について検討して頂きたい。
- ・ 河川の攪乱と河川の縦横断構造をテーマ別部会として取り上げれば、河川環境について具体的な議論ができると考えている。冠水による変動域が少なくなり、水際が陸域化してしまった。河川の攪乱と縦横断構造等について検討すれば、環境問題を総合的に扱えるのではないかと考えている。
- ・ 河川の攪乱については、WGで議論する方がよいのではないか。例えば、3～4人で専門的に議論をして委員会に報告してもらってはどうか。堤防についても同じようにWGがよいと考えている。ただし、「専門的な検討」とは言ってもWGにも限界がある。WGでは「今後どうあるべきか」というあり方について検討すればよいと考えている。また、WGは短期間で結果を出すべきという考え方には賛成だ。ただし、短期間では結果を出しにくいテーマについては、中間報告をしながら進めていくのがよいだろう。ダムについては、委員会で検討するのがよいか、WGで専門的に検討するのがよいか。今後、検討する必要があると思っている。
- ・ 河川の攪乱や河川の縦横断に関する検討は各河川の利用や治水にも関わってくる幅の広い総合的なテーマだ。3名程度のWGでは補い切れない。
- ・ 勉強のためのテーマ別部会はすでに終わっており、全てのテーマ別部会が必要というわけではない。長期的に必要なかどうかを判断していくべきだろう。
- ・ 2つのテーマ別部会については賛成だ。2つ以外のテーマ別部会を排除しないという柔軟性を残しておけば、よいのではないか。
- ・ 住民参加部会は、どのくらいの範囲で対象をどうするのかによって議論が大きく変わってくるため、あらかじめ整理しておく必要がある。コミュニティーレベルと広域レベルではずいぶん違って来る。同じように、利水・水需要部会についても、どのくらいの広がりの中で議論をするかによって話が変わってくる。テーマ別部会で独立して議論をするとしても、地域部会や各地域のコミュニティーとも議論をしていかなければ、具体性の欠けた検討になってしまうだろう。
- ・ 琵琶湖水位操作は、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発に関係しており、これらのダムの結論を出すためには、琵琶湖水位操作に関する検討が必要だ。WGでは、琵琶湖水位操作をテーマとして取り上げるべきだ。
- ・ WGは、ライフワークとして覚悟を持って臨んでいる委員からボトムアップの提案ができればと思っている。

- ・整備計画の進捗点検について意見を述べるためには、必ず現地を見ておく必要がある。また、ダムに関する河川管理者の調査・検討がいつ出てくるのかも重要だ。河川管理者には、できるだけ早く調査・検討結果を示してほしい。

進捗点検への意見書は中間とりまとめの段階であり、場合によっては、現地を実際に確認してから意見を出さなければならないと思っている。現地視察を開催するかどうかは、地域別部会で協議をして頂きたい。また、河川管理者には、ダムに関する調査・検討のある程度のタイムスケジュールをできるだけ早い時期に示して頂きたい。ダムに関する意見書を出すためには、調査・検討結果を示してもらわなければならない(委員長)。

- ・利水者の撤退はほぼ決定したことなので、利水・水需要管理部会では、琵琶湖水位操作の問題と水需要管理に関する議論へシフトしてほしい。
- ・住民参加部会の設立に異存はない。今後もずっと続けていかなければならないことだ。
- ・委員会の残された課題を的確に検討するために、地域部会もテーマ別部会も固定ではない。新委員が13名もいるため、継続委員と同じレベルで議論するにはもう少し時間がかかるだろう。そのための地域部会、テーマ別部会だと考えている。夏頃までは地域部会でこれまでの資料や残された課題を十分に議論して頂き、その中で出てきたテーマをもとに夏以降に部会構成を再編成すればよいのではないかと考えている。現在の部会構成を固定するつもりはまったくない。琵琶湖水位操作については緊急的に検討しなければならないことなので、まずは、地域別部会の中で議論してほしい(委員長)。
- ・テーマ別部会として、住民参加部会と利水・水需要管理部会を設置する。目標達成時期を決めて議論してほしい。後日、テーマ別部会の所属希望アンケートをとり、次の運営会議で委員構成を確定したい。テーマ別部会は4月中旬前後に開催したい(委員長)。

### **勉強会・現地視察について**

委員長より、審議資料3「淀川水系流域委員会と河川管理者の勉強会等の開催について」を用いて、勉強会と現地視察について説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

- ・現地視察の内容は今日決めることではなく、あくまで提案事項となっている。これをベースに、地域別部会でどういう現地視察をすべきか、検討して頂きたい(委員長)。
- ・現地視察は、整備計画の進捗点検に絞った視察であるべきだ。現地で、現場で担当している当事者の方や地域住民の方々の多様な意見を聴くためにも、委員から要望を出していきたい。また、他の協議会や委員会との意見交換ができる機会も検討してほしい。

今後の現地視察は、目的意識を持って臨まなければならない。工程表だけを持って乗り込むのではなく、現地視察チームごとに目的と責任を持ってやって頂きたい。

また、現地でも意見交換ができるよう工夫をお願いしたい(委員長)。

- ・勉強会では、河川管理者からの説明だけではなく、委員の間で情報や想いを共有する必

要がある。

河川管理者からは、委員と河川管理者でキャッチボールしてきた内容も合わせて説明したいと考えている。ただ、あくまでも河川管理者の見方なので、随時、継続委員からのご意見を頂きたいと思っている（河川管理者）。

勉強会は、委員同士でも意見交換ができるようにしたい（委員長）。

### **委員会の節目における情報整理等について**

庶務より、審議資料4「委員会の節目における情報整理等について」を用いて説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、承認された。意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・「ダムについての意見書」「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」等は、あくまでも中間とりまとめなので、印刷製本しない方がよいのではないかと考えている（委員長）。

中間とりまとめとはいえ、委員が心血を注いで作成した集大成なので、製本した方がよい。

「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」と「基礎案の課題についての意見書（案）」は、委員会全体で十分に議論したと言えるかどうか。委員会の成果物として製本しない方がよいのではないか。「ダムについての意見書」は十分な議論を経て作成されたものなので、製本してもよいと思う。

「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」や「基礎案の課題についての意見書（案）」は、駆け込み的に作成したものだが、1つの区切りとして製本しておくべき。

意見書はすでに公開されているのだから、製本するしないは大きな問題ではない。

区切りと言っても任期が切れただけで、内容に区切りがついたわけではない。

「ダムについての意見書」は、大変大きく重い内容なので、簡易印刷ではなく、きちんと製本しておくべき。

- ・意見書を製本するのであれば、意見書作成時の委員会の体制表（委員名簿等）も合わせて載せて頂きたい。
- ・委員会の意見書を正式に保存しておくために印刷しなければならないことは間違いない。コストのかからない簡易製本という形で作るということで検討したい（委員長）。

### **委員会、部会等の今後の活動方針等について**

委員長より、その他資料「今後のスケジュール」について説明がなされた。

## **4. 一般傍聴者からの意見聴取**

一般傍聴者2名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・地方議会と国のズレがはっきりしてきている。地方議会の予算が決まりつつあるが、その内容を見ると、委員会の議論が地方に伝わっていないのがよくわかる。この点を認識

して議論を進めるべきだ。また、現地視察は公開にしてほしい。現地のNPOや住民の話を聴く機会を設けるべきだ。

- ・勉強会や現地視察での意見交換会は、一般が傍聴できるような形での開催をお願いしたい。また、委員は現地視察には必ず参加すべきだ。それから、傍聴席から委員会を見るために、流域委員会ウォッチャーズクラブを立ち上げることにした。公平で公正なレポートを作るために、アンケートのご協力をお願いしたい。

## 5. その他

委員より以下の意見が述べられた。

- ・これまでの委員会では、議事次第としてあげられている「その他」の審議項目が、時間を理由に流されてしまうことが多かった。今後は、事前に「その他」の議題を委員から提案でき、そのための時間を設けることができるようにして頂きたい。

そうしたい。事前に通告して頂ければ、そのための時間を設定したい(委員長)。

以上